

# 杉並区社会福祉法人指導監査実施要領

平成29年9月1日

杉並第28235号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、「実地検査」とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。  
2 前項に定めるもののほか、この要領で使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する前までに、別に定めるものとする。

(実施計画)

第4条 一般監査の対象法人、実施時期等を示した実施計画（以下「実施計画」という。）を毎年度一般監査を開始する前までに、別に策定するものとする。  
2 法人の運営に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

(調査書等の提出)

第5条 第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）又は「社会福祉協議会調査書」（以下「調査書」という。）を作成し、法人に送付し、毎年度区が指定する期限までに、当該調査書及び関係資料の提出を求める。

(指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項、着眼点、指摘基準等は、要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、第5条の規定に基づき提出された調査書及び関係書類を確認するとともに実地検査を行い、関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。  
2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。なお、実地検査の実施場

所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、原則として当該施設等の検査も同日に実施するものとする。

- 3 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を記した文書により当該法人に通知する。ただし、法人又は当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果から問題が発生した疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に当該文書により通知するものとする。

(1) 一般監査の根拠規定

(2) 一般監査の日時

(3) 検査員の氏名

(4) 準備すべき書類等

- 4 一般監査においては、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査員により検査班を編成する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にあるものが相互の関係を調整する。

- 5 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行う。

- 6 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、当該法人に写しを交付する。なお、当該法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

- 7 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

（一般監査の結果及び改善状況の報告等）

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果を綿密に検討し、問題点のある場合は当該問題点を明確にした上で保健福祉部長に復命する。

- 2 検査員は、前項の監査結果について当該法人の理事長に対し文書で通知する。この場合において「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

- 3 一般監査をより効果的なものとするため、第1項の復命及び前項の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。

- 4 一般監査結果の文書指摘事項について、当該法人の理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書（以下「改善状況報告書等」という。）の提出を求め、改善内容を確認する。この場合において、改善状況報告書等の提出期日は、第2項の結果通知を発送した日から30日以内とする。

- 5 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書等の提出時に、改善の事実を客観的に

証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

6 前項により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき、又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

7 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

(特別監査の実施)

第9条 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。

2 特別監査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情、通報等の情報及び一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。

3 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。

4 検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員3名以上の検査員により検査班を編成する。

5 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。

6 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、必要と認めるときは、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

(特別監査後の措置)

第10条 検査員は、実地検査終了後、その概況を保健福祉部長に報告し、必要に応じて東京都と協議する。

2 検査員は、特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、当該法人の理事長に対し文書で通知する。この場合において「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法を具体的に通知を行い、その改善状況について、当該法人の理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書により報告を求める。この場合において、改善状況報告書等の提出期日は、結果通知を発送した日から30日以内とする。

3 改善状況報告書等が期限内に提出されないとき、又は改善状況報告書等を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

(外部有識者への相談等)

第11条 指導監査を実施するに当たり、法令解釈、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

(指導監査情報の公表)

第 12 条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 指導監査結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

(関係機関等との連携)

第 13 条 指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課又は東京都等に、必要な情報又は資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。